

日本・北大西洋条約機構（NATO）共同政治宣言

（仮訳）

（冒頭）

1. 日本及びNATO関係の基礎は、共通の価値及び我々が直面する安全保障上の共通の課題にある。近年、我々がアフガニスタンにおける安定及び安全保障に向けて共に貢献してきたという経験により、相互の理解及び認識が深められてきた。このような精神に基づき、我々は、政治対話の強化及び更なる実務協力を通じ、この基礎の上に、我々が共通の利益を有する分野における日NATOパートナーシップの強化をはかることにコミットしている。

（協力の原則）

2. 日本及びNATOは、個人の自由、民主主義、人権及び法の支配といった価値を支持している。我々は、これらの共通の価値及び各々の国民の自由及び安全を擁護する決意を有している。我々は、国連憲章の原則を順守することを再確認する。我々は、紛争の平和的解決を促進するルールに基づく国際秩序の追求を通じた、グローバルな平和、安定及び繁栄を推進することにつき、共通の戦略的利益を認識する。多国間協力及び対話を通じた紛争抑止及び危機予防を我々が重視していることは、危機管理、紛争後の情勢安定化、復興支援、人道支援及び災害救助の促進、並びに航行の自由の確保における我々の経験に基づく。我々は、アジア太平洋及び欧州大西洋の双方の地域のみならず、それ以外の地域の安全、繁栄及び安定にとって、このようなアプローチが不可欠と考える。
3. 欧州大西洋地域とアジア太平洋地域の安全保障環境は異なり、また、日本とNATO加盟国とは地理的に離れているが、グローバル化が進展し、より相互に関連している世界において、我々は、これら2つの地域がそれぞれ国境を越えた政治・安全保障上の動向の影響を受け、また影響を与えうると考える。我々はまた、新たに出現しつつある安全保障上の課題に対処するために協力する必要性を認識している。したがって、我々は、共通の利益のため、グローバルな安全保障上の共通の課題について緊密に協力する決意を確認する。こうした決意は、NATOの2010年の新戦略概念を含めた日本とNATOの主要な政策文書の共通性に基づくものである。これらの共通性は、グローバルな安全保障環境の改善の必要性や、グローバルな安全保障環境に影響を及ぼし得る課題、及び日本とNATOとの協力強化の必要性を強調している。

(将来的な協力の概要)

4. 上記の理解及び認識の下、日本は、パートナー国に、より広範で整理されたパートナーシップ活動を提供する「より効率的で柔軟なパートナーシップのためのNATOの新政策」が、2011年4月のベルリンにおけるNATO外相会合で承認されたことを歓迎する。
5. 我々は、一連のハイレベルの交流や、NATO主催プログラムへの防衛省の参加を含むNATOの実務的活動への日本の参加に裏付けられた、近年の政治対話及び実務協力の発展を歓迎する。さらに、我々は、2010年に締結された情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定を、将来のより緊密な情報交換及び協力の基礎になるものとして歓迎する。
6. 日本は、NATOがアフガニスタンにおいて果たしてきた役割を評価する。同時に、現地でのNATOの取組みに対する日本の財政的貢献をはじめ、アフガニスタンにおける現在進行中の日本の多大な貢献の確約は、同国における安全保障及び開発構想にとり重要な支援となっている。NATO加盟国は、国連安全保障理事会決議の権限及びアフガニスタン政府の要請に基づき活動しているNATO主導のアフガニスタン国際治安支援部隊（ISAF）が引き受けた和平への努力に対する主要な貢献の1つとして、（日本の役割を）高く評価している。我々の持続的な支援により、アフガニスタン政府及びその治安部隊は、国際社会及びアフガニスタン政府により合意された移行プロセスに従い、2014年末までに治安責任を完全に担う途上にある。この文脈において、アフガニスタンについてのシカゴ首脳会合宣言やアフガニスタンに関する東京宣言は、移行期から変革の10年にかけて平和で安定かつ繁栄したアフガニスタンを確保するための国際社会及びアフガニスタン政府の長期かつ双方向の決意を示している。NATOは、直近の首脳会合への日本の閣僚レベルの参加を歓迎し、日本はアフガニスタンに関する東京会合へのNATOの出席を歓迎する。
7. 我々は、日本とNATO加盟国の長年の二国間関係を補完する現行の（日NATO）パートナーシップにコミットしている。上記の考え並びに相互の利益に対するリスク及び脅威に効果的に対処する必要性を踏まえ、我々は、相互に特定した安全保障上の共通関心課題に関する定期的なハイレベル政治対話を継続し、危機予防を目的とした安全保障動向に関する協議を継続していく。我々の深まりゆく関与を反映し、日本は、駐ベルギー王国大使をNATO日本代表に任命する。

8. 政治対話の強化と並行し、我々は、共同オーナーシップの精神の下、実務協力を促進し、紛争管理への包括的なアプローチを開発し、平和ミッションにおける女性、平和及び安全保障の視点を主な活動に組み入れ、防衛科学技術分野及び広報外交活動における協力を進展させることに期待している。我々は、また、アデン湾及びソマリア沖における海賊対策活動のための情報交換を含め、現在行われている自衛隊とNATOの協力を継続する考えである。
9. 我々は、国別パートナーシップ協力プログラム（IPCP）の策定を待望している。
10. 我々は、サイバー防衛をはじめとする新たな安全保障上の課題や、災害救援、テロ対策、特に小火器の削減を含む軍縮、大量破壊兵器とその運搬手段の不拡散、海賊対策等の海上安全保障といったその他の課題が、更なる対話と協力が可能な分野に含まれるとの認識を共有する。我々は、我々の共通の利益、並びに我々の地域及び域外の平和と安全保障を高めるため、パートナーシップを強化していくことを決意する。

2013年4月15日に東京にて英語の本書2通に署名した。

安倍晋三
日本国総理大臣

アナス・フォー・ラスムセン
北大西洋条約機構事務総長